

9 . 9 アピール

2004年、私たち市民が刑事裁判に参加する「裁判員制度」が誕生します。これまで立法や行政に市民が参加する制度はあっても、司法だけは例外でした。裁判員制度は、市民参加を司法の分野で実現するという大きな意義をもっています。

しかし、この制度はまだ市民の間で十分知られていません。市民の声を十分に反映した議論もなされていません。

仕事や育児、勉強などで忙しい市民が、未経験の「裁判」という分野に足を踏み入れ、裁判員としての役割を果たすには、様々なハードルがあります。休暇制度をつくり、裁判の時間を工夫し、オリエンテーションや法教育を実施し、裁判をわかりやすいものに大きく変えるなど、市民が裁判員として参加しやすい制度にすることが不可欠です。

また、裁判員と裁判官の人数も重要です。もし、現状どおりに裁判官3名として、同じくらいの人数の市民が参加する、とすれば、市民参加はごく限られたものになってしまいます。様々な人が参加し自由に意見をいい、市民参加を意味あるものにするためには、裁判員の人数を裁判官に比べて圧倒的に多くする必要があります。

私たちは、近い将来「裁判員」になる市民として、「参加してよかった」と思える制度を望みます。たくさんの市民が参加できて、どんな市民も参加しやすくするよう、司法制度改革推進本部小泉純一郎本部長をはじめ、関係する全ての人に求めます。

そして、市民の声が立法過程に届くよう、今後とも一緒に活動をしていきましょう。

2003年9月9日

**イベント「裁判員制度がやってくる -
私たちの声を届けよう」参加者一同**